

牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 3 条の 2 第 6 項の規定に基づき、牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を次のように変更したので、同条第 1 項の規定に基づき公表する。

令和 6 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
前文 1～3 (略) 4 このため、国民、日本への入国者及び帰国者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に牛肺疫が侵入する可能性があるという前提に立ち、家畜（飼養されている牛、水牛及び鹿をいう。以下同じ。）の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。 5 (略) 第1～第3 (略) 第4 異常家畜の発見及び検査等の実施 1 家畜の所有者等から届出を受けたときの対応 都道府県は、家畜の所有者、獣医師等から、牛肺疫を疑う症状を呈している家畜（以下「異常家畜」という。）に関する届出があり、当該届出の内容が次の(1)又は(2)の症状（以下「特定症状」という。）に該当する場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。また、届出者等に対し、当該農場の家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。 (1) 同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において飼養している家畜について、次に掲げる症状のいずれにも該当する	前文 1～3 (略) 4 このため、国民、日本への入国者及び帰国者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に牛肺疫が侵入する可能性があるという前提に立ち、家畜（飼養されている牛、水牛及び鹿をいう。以下同じ。）の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。<u>以下同じ。</u>）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。 5 (略) 第1～第3 (略) 第4 異常家畜の発見及び検査等の実施 1 家畜の所有者等から届出を受けたときの対応 都道府県は、家畜の所有者、獣医師等から、牛肺疫を疑う症状を呈している家畜（以下「異常家畜」という。）に関する届出があり、当該届出の内容が次の(1)から(3)までのいずれにも該当する場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。また、届出者等に対し、当該農場の家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。 (1) 複数の家畜に、四肢の関節の急速な腫^{しゅちよう}脹がみられ、また、首の前方への伸長及び屈曲が困難等の特徴的な姿勢がみられる。

① 複数の家畜に四肢の関節の急速な腫^{ちょう}脹又は首の前方への伸長及び屈曲が困難である姿勢^{せいし}がみられる。

② 複数の家畜に40.0℃以上の発熱及び疼痛性の強い発咳、呼吸困難又は泌乳の停止がある。

③ 複数の死亡家畜がいる。

(2) 家畜から採取した検体について動物用生物学的製剤（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。）若しくは再生医療等製品（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第23条の25第1項又は第23条の37第1項の承認を受けた再生医療等製品をいう。）又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から牛肺疫マイコプラズマの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認される。

（削る。）

2 都道府県による臨床検査及び解剖検査

(1) （略）

(2) 家畜防疫員は、臨床検査の結果、特定症状を確認し、牛肺疫を否定できないと判断した場合には、直ちに、都

(2) 複数の家畜に40.0℃以上の発熱及び疼痛性の強い発咳、呼吸困難又は泌乳の停止がある。

(3) 複数の死亡家畜がいる。

2 都道府県による臨床検査及び解剖検査

(1) （略）

(2) 家畜防疫員は、臨床検査の結果、1の(1)から(3)までに掲げる異状を確認し、牛肺疫を否定できないと判断した

道府県畜産主務課に対し、臨床検査の結果及び死亡家畜の解剖検査を行う旨の連絡を行うとともに、速やかに、死亡家畜を家畜保健衛生所に運搬し、解剖検査を行う。その際、次の措置を講ずる。ただし、当該異状が口蹄疫防疫指針第4の2の(3)に規定する特定症状に該当する場合には、解剖検査は行わず、口蹄疫防疫指針第4の2から8までに基づき対応する。

①～⑤ (略)

(3)・(4) (略)

3 (略)

4 農場等における措置

(1) 都道府県は、3の(2)により病変部位の写真及び検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、当該農場の家畜の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

① 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第32条第1項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア～エ (略)

オ 家畜の排せつ物等（胎盤を含む。以下同じ。）

カ (略)

②・③ (略)

(2) (略)

5 陽性判定時に備えた準備

場合には、直ちに、都道府県畜産主務課に対し、臨床検査の結果及び死亡家畜の解剖検査を行う旨の連絡を行うとともに、速やかに、死亡家畜を家畜保健衛生所に運搬し、解剖検査を行う。その際、次の措置を講ずる。ただし、当該異状が口蹄疫防疫指針第4の2の(3)に規定する特定症状に該当する場合には、解剖検査は行わず、口蹄疫防疫指針第4の2から8までに基づき対応する。

①～⑤ (略)

(3)・(4) (略)

3 (略)

4 農場等における措置

(1) 都道府県は、3の(2)により病変部位の写真及び検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、当該農場の家畜の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

① 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第32条第1項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア～エ (略)

オ 家畜の排せつ物等

カ (略)

②・③ (略)

(2) (略)

5 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、3の(2)により病変部位の写真及び検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも6により動物衛生研究部門が行う遺伝子検出検査（PCR検査又はリアルタイムPCR検査をいう。以下同じ。）の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1)・(2) (略)

(3) 家畜のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国、他の都道府県からの人員及び資材の要否の検討を含む。）

(4)～(6) (略)

6 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、3の(2)により都道府県から検体の搬入があった場合には、抗原検査（マイコプラズマ分離検査、遺伝子検出検査及び免疫学的抗原検査）及び血清抗体検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

7 (略)

第5 病性等の判定

農林水産省は、次の1及び2により病性等の判定を行うものとする。

1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

(1) 病変部位の写真、疫学情報及び第4の6により動物衛生研究部門が行う遺伝子検出検査の結果に基づき、食料・

都道府県は、3の(2)により病変部位の写真及び検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも6により動物衛生研究所部門が行う遺伝子検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1)・(2) (略)

(3) 家畜のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国、他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）

(4)～(6) (略)

6 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、3の(2)により都道府県から検体の搬入があった場合には、抗原検査（マイコプラズマ分離検査、PCR等の遺伝子検査及び免疫学的抗原検査）及び血清抗体検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

7 (略)

第5 病性等の判定

農林水産省は、次の1及び2により病性等の判定を行うものとする。

1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

(1) 病変部位の写真、疫学情報及び第4の6により動物衛生研究所部門が行う遺伝子検査の結果に基づき、食料・

・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、第9の1の(1)の移動制限区域内で飼養されている家畜又は第12の1の(2)の疫学関連家畜について、病変部位の写真から牛肺疫の病理所見を明確に確認できる場合には、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、当該検査の結果を待たずに、病理所見及び疫学情報により、直ちに判定する。

(2) (略)

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家畜を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

(1) 患畜

① (略)

② 牛肺疫の病理所見が明確であり、遺伝子検出検査により牛肺疫マイコプラズマに特異的な遺伝子が検出された家畜

③ (略)

(2) 疑似患畜

①・② (略)

③ 第9の1の(1)の移動制限区域内又は第12の1の(2)の疫学関連家畜を飼養する農場において、牛肺疫の病理所見が明確である家畜及び当該家畜が確認された

農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、第9の1の(1)の移動制限区域内で飼養されている家畜又は第12の1の(2)の疫学関連家畜について、病変部位の写真から牛肺疫の病理所見を明確に確認できる場合には、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、当該検査の結果を待たずに、病理所見及び疫学情報により、直ちに判定する。

(2) (略)

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家畜を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

(1) 患畜

① (略)

② 牛肺疫の病理所見が明確であり、遺伝子検査により牛肺疫マイコプラズマに特異的な遺伝子が検出された家畜

③ (略)

(2) 疑似患畜

①・② (略)

③ 第9の1の(1)の移動制限区域内又は第12の1の(2)の疫学関連家畜を使用する農場において、牛肺疫の病理所見が明確である家畜及び当該家畜が確認された

農場で飼養されている家畜

④～⑦ (略)

第6～第8 (略)

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定 (法第32条)

1～3 (略)

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。
。

(1)～(5) (略)

(6) 敷料、飼料及び家畜飼養器具 (適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。)

5 制限の対象外

(1) 制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家畜に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家畜の死体、家畜の排せつ物等、敷料、飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

②・③ (略)

(2) 制限区域外の家畜の死体等の処分のための移動

制限区域外の農場の家畜の死体、家畜の排せつ物等、敷料、飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区

農場で飼養されている家畜

④～⑦ (略)

第6～第8 (略)

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定 (法第32条)

1～3 (略)

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。
。

(1)～(5) (略)

(6) 敷料、飼料及び家畜飼養器具 (農場以外からの移動を除く。)

5 制限の対象外

(1) 制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家畜に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家畜の死体、家畜の排せつ物等、敷料又は飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

②・③ (略)

(2) 制限区域外の家畜の死体の処分のための移動

制限区域外の農場の家畜の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させるこ

域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の③の措置を講ずる。

(3)・(4) (略)

第10・第11 (略)

第12 病原体の浸潤状況の確認等

1 疫学調査

(1) (略)

(2) 疫学関連家畜

(1)の調査の結果、次の①から⑤までのいずれかに該当する家畜であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに臨床検査を行う（(1)又は2の(1)の発生状況確認検査で既に当該農場に立ち入り、異状がないことが確認されている場合を除く）。

また、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性がある日から56日を経過した後に、血清抗体検査を実施するための血液を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

なお、都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場の家畜の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、56日を経過した後に行う検査で陰性が確認され

とができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の③の措置を講ずる。

(3)・(4) (略)

第10・第11 (略)

第12 病原体の浸潤状況の確認等

1 疫学調査

(1) (略)

(2) 疫学関連家畜

(1)の調査の結果、次の①から⑤までのいずれかに該当する家畜であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに臨床検査を行う（(1)又は2の(1)の発生状況確認検査で既に当該農場に立ち入り、異状がないことが確認されている場合を除く）。

また、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性がある日から56日を経過した後に、血清抗体検査を実施するための血液を採材し、動物衛生研部門に送付する。

なお、都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場の家畜の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、56日を経過した後に行う検査で陰性が確認され

るまで報告するよう求める。

①～③ (略)

④ 第5の2の(2)の⑤から⑦までに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜

⑤ (略)

(3) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、(2)で疫学関連家畜と判断してから、(2)の検査で陰性が確認されるまで、法第32条に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

① (略)

② 生乳（臨床検査で異状が確認されず、遺伝子検出検査及び血清抗体検査で陰性が確認された疫学関連家畜の生乳を除く。）

③～⑥ (略)

2 移動制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、牛肺疫の発生が確認された場合には、次により調査及び検査を実施する。

① (略)

② 立入検査

都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、少なくとも発生農場から半径1 km以内の区域

るまで報告するよう求める。

①～③ (略)

④ 第5の2の(2)の⑤から⑦に規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜

⑤ (略)

(3) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、(2)で疫学関連家畜と判断してから、(2)の検査で陰性が確認されるまで、法第32条に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

① (略)

② 生乳（臨床検査で異状が確認されず、遺伝子検査及び血清抗体検査で陰性が確認された疫学関連家畜の生乳を除く。）

③～⑥ (略)

2 移動制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、牛肺疫の発生が確認された場合には、次により調査及び検査を実施する。

① (略)

② 立入検査

都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、少なくとも発生農場から半径1 km以内の区域

にある農場（鹿にあつては、6頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場（牛（月齢が満24か月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下同じ。）にあつては、満17か月以上）のものに限る。）及び水牛にあつては200頭以上、牛（月齢が満4か月以上満24か月未満（肥育牛にあつては、満4か月以上満17か月未満）のものに限る。）及び鹿にあつては3,000頭以上飼養する農場をいう。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検出検査及び血清抗体検査を行うための検体（血液並びに死亡家畜の肺及び近傍リンパ節）を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

(2) (略)

3 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1の(2)及び2の(2)により都道府県から検体の送付があつた場合には血清抗体検査を行い、2の(1)により都道府県から検体の送付があつた場合には遺伝子検出検査及び血清抗体検査を行う。また、それらの結果について、動物衛生課に報告する。

4 1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

(1) (略)

(2) 農林水産省は、1の(2)又は2及びこれらの後に行う3の検査の結果並びに(1)において行う第5の2の判定の

にある農場（鹿にあつては、6頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場（牛（月齢が満24か月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下同じ。）にあつては、満17か月以上）のものに限る。）及び水牛にあつては200頭以上、牛（月齢が満4か月以上満24か月未満（肥育牛にあつては、満4か月以上満17か月未満）のものに限る。）及び鹿にあつては3,000頭以上飼養する農場をいう。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を行うための検体（血液並びに死亡家畜の肺及び近傍リンパ節）を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

(2) (略)

3 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1の(2)及び2の(2)により都道府県から検体の送付があつた場合には血清抗体検査を行い、2の(1)により都道府県から検体の送付があつた場合には遺伝子検査及び血清抗体検査を行う。また、それらの結果について、動物衛生課に報告する。

4 1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

(1) (略)

(2) 農林水産省は、1の(2)又は2及びこれらの後に行う3の検査の結果並びに(1)において行う第5の判定の結果

結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は特定家畜伝染病緊急防疫指針の策定を行う。

5 (略)

6 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

(1) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査の結果及び第1によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、制限区域内を中心に家畜を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

(2) 都道府県は、(1)の結果、家畜の所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ牛肺疫がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該家畜の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

①・② (略)

(3) 都道府県は、(2)の勧告を受けた家畜の所有者が、当該勧告に従わない場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は特定家畜伝染病緊急防疫指針の策定を行う。

5 (略)

6 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

(1) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査の結果及び第1の3の(2)によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、制限区域内を中心に家畜を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

(2) 都道府県は、(1)の結果、家畜の所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ牛肺疫がまん延する可能性が高いと認める場合には、当該家畜の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

①・② (略)

(3) 都道府県は、(2)の勧告を受けた家畜の所有者が、当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

第13 ワクチン（法第31条）

現行のワクチンは、牛肺疫の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、牛肺疫の発生又は流行を見逃すおそれが生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。

国際獣疫事務局（WOAH）も、「アフリカ等のまん延地帯ではワクチンの使用は極めて有効であるが、清浄国ではサーベイランスの阻害要因となるので使用すべきではない」としている。

このため、ワクチンは、原則として使用しない。

第14～第17 （略）

第13 ワクチン（法第31条）

現行のワクチンは、牛肺疫の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、牛肺疫の発生又は流行を見逃すおそれが生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。

国際獣疫事務局（OIE）も、「アフリカ等のまん延地帯ではワクチンの使用は極めて有効であるが、清浄国ではサーベイランスの阻害要因となるので使用すべきではない」としている。

このため、ワクチンは、原則として使用しない。

第14～第17 （略）